

重要事項確認書 兼 入所申込書類受領証

『入所申込のご案内』及び『重要事項確認書兼入所申込書類受領証』の内容を確認の上、認定こども園・小規模保育所等の入所を申し込みます。

なお、申込後、内容に変更等があった場合は、速やかに、こども未来課へ連絡します。

申 込 日： 年 月 日

保護者氏名：

- ☐ 『入所申込のご案内』を読み、読んでいることを前提として、申込受付・審査・内定(決定)することに同意します。
 - ☐ 『入所申込のご案内』の記入例(12 ページ～19 ページ)を確認の上、申込書類を記入しました。
 - ☐ 『入所申込のご案内』の必要書類チェックシート(22 ページ)を確認の上、必要書類を提出します。期日までに提出が困難な場合は、審査において不利になることについて、同意します。
 - ☐ 添付書類を含め、申込書類の内容に変更が生じた場合は、必ずこども未来課へ連絡します。
申込内容が事実と異なる場合や虚偽が判明した場合は、内定(決定)が取り消されること、入所中の場合は退所(退園)となることについて、同意します。
 - ☐ 『保育施設等の利用申込書』の「利用希望施設」に記入していない施設については、空きがある状態であっても、案内をしないことについて、同意しました。
 - ☐ 入所保留通知書については、年度内に1度しか発行されないことについて、理解しました。
入所可能となった場合を除き、こども未来課から案内をすることはないことについても、理解しました。
 - ☐ 内定(決定)後の入所月の変更や保育が必要な理由の変更は、やむを得ない場合を除き、認められないことについて、理解しました。
 - ☐ 利用前の面談や保育を行う中で、疾病・障がい等により、児童の安全確保が困難であると認められた場合や多くの児童と関わり合いながら生活することが著しく困難であると認められた場合、利用できなくなることにについて、同意します。
 - ☐ 受入可能月齢に達していない場合は、達した月以降の入所となることについて、同意します。
 - ☐ 保育短時間(最大 8 時間)または保育標準時間(最大 11 時間)については、就労状況等により決定するため、希望の認定とならないことについて、同意します。
 - ☐ 保育利用の場合、保護者の就労等の理由により、家庭で保育することができないお子様を、保護者に代わり保育する施設であるため、保育の利用時間は、保護者の実際の就労や通勤等のために必要な時間となることについて、理解しました。
 - ☐ 各種変更届の手続きについて、『入所申込のご案内』8 ページを読み、理解しました。
 - ☐ 提出後の申込書類のコピーや返却はできないため、提出前に申込書類の控え(コピーや写真撮影等)を手元に保管しました。
 - ☐ 以下の場合に該当した場合、利用が解除(退所)となることについて、同意します。
 - ・就労先への在籍確認などにより、申込内容に虚偽が認められた場合
 - ・利用前の面談や保育を行う中で、集団保育が著しく困難であると認められた場合
 - ・期限までに必要書類の提出がない場合
 - ・正当な理由なく、1 か月以上、欠席する場合
 - ☐ (育児休業からの復職の場合)入所月中に復職します。
育児休業取得後復帰せずに退職する場合や、出勤せずに有給休暇等取得後退職する場合は、求職活動で申し込みます。復職していないことが判明した場合は、内定(決定)を取り消されることについて、同意します。
- この『重要事項確認書兼入所申込書類受領証』は、利用希望施設の変更等、手続きに必要ですので、大切に保管してください。
- 受付が押印されていない『重要事項確認書兼入所申込書類受領証』は、市が申込書類を受領していないため、『受領証』としての効果はありません。